

政令第 号

旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十五条（同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令（昭和三十一年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第一号中「以上」の下に「（道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十四条第五項又は第八項に規定する教習を修了した者（同条第十一項に規定する者を除く。）にあつては、十九歳以上）」を加え、第二号中「（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十四条第三項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者にあつては、二年以上」を「第三十四条第六項又は第九項に規定する経験を有する者にあつては二年以上、同条第七項又は第十項に規定する教習を修了した者にあつては一年以上」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和四年五月十三日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現に道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第十六号）による改正前の道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号。以下この項において「旧道交法施行令」という。）第三十四条第三項第二号又は第四項第二号に掲げる者に該当している者は、この政令による改正後の旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令第二号に掲げる要件に該当するものとみなす。この政令の施行の際現に旧道交法施行令第三十四条第三項第二号又は第四項第二号に規定する教習を受けている者であつてこの政令の施行の日以後にこれらの規定に掲げる者に該当することとなつたものについても、同様とする。

理由

道路交通法における第二種運転免許の受験資格の見直しに伴い、旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の要件を見直す必要があるからである。